

# マスメディアご掲載の場合の留意事項

会場：ヨックモックミュージアム

\*ご自身の個人的なブログやSNSへの投稿に関しては、フォロワー数や影響力に関わらず、撮影された画像使用は**著作権者の申請不要**としてフランス著作権事務所から許諾を得ております。（映像やミロ作品を除く）

---

ご取材・撮影に関しまして、下記ご留意くださいますようお願い致します。

## ■撮影の際のお願い

- ① 展示室内で照明、フラッシュ、三脚、脚立、台車（キャリー、カート等）の使用はできません。
- ② 館内で流れている動画は撮影できません。（映り込みも不可）
- ③ 外観画像はポスターが大きく映り込まないように引きでご撮影ください。オフィシャル画像もございます。
- ④ 展示室風景画像で撮影の場合、作品が3つ以上映り込むように撮影してください。

## ■オフィシャル画像、撮影された作品画像のご使用留意事項

- ・本日撮影された“ピカソの作品が写り込んだ画像”は、展示室風景画像も含めて**2枚まで（紙媒体様は各49cm以下）**使用可能です。尚、ピカソの作品画像の掲載は、著作権使用許諾が必要です。当館で代理申請いたしますので**ご掲載前に必ず広報までご連絡ください。**
- ・当館提供のオフィシャル画像の赤字&青字画像が著作権申請が必要な画像です。
- ・展示室内のオフィシャル写真は、内覧会当日より提供可能です。
- ・ピカソの作品画像は、展覧会期間でのご掲載が可能です。
- ・WEB媒体様は、コピーガードをお願いします。
- ・作品部分のトリミング、文字乗せNG。
- ・作品画像には、キャプションとして作家名、作品名、作品番号、制作年を記載してください。
- ・作品画像、内観画像をご使用の場合には、記事内にフランス著作権事務所のクレジットを記載してください。
- ・新聞媒体以外は校正をさせていただきます。（新聞媒体も事実確認はさせていただきます）
- ・見本誌をフランス著作権事務所と当館の2箇所にご提出をお願いします。

## ◎動画媒体様

・展覧会の開催等を「時事の事件」として報道する場合において、会場風景の撮影に伴って背景に作品が小さく写り込んだというような複製は、報道の目的上正当な範囲内の利用として著作権者の許諾を受ける必要がありません（著作権法41条）。

しかし、会場風景とは別に作品だけを撮影したり、作品の創作的特徴を感得できるような大きさで作品を撮影する場合は、報道の目的上正当な範囲を超えると判断する場合はございます。

※地上波・BSおよび、美術番組様は別途お声がけください。

上記条件以外の内容でご希望の方は広報までご連絡ください。

**【招待券】** 本展をご紹介いただける場合に限り、読者・視聴者プレゼント用招待券（最大3組6名様まで）をご用意しています。ご希望の方は広報までご連絡ください。